

# 鹿部郡鹿部村 広報 しかべ

No. 13

発行 茅部郡鹿部村

村長 棟方健太郎

編集企画室

42. 7. 10.

印刷所 三栄印刷所

## 〜〜 出来淵にキャンプ場開設 〜〜



キャンプ場開きを待てず集るキャンパー

教育委員会では、村内外から「キャンプ場」設置の要望にこたえて、出来淵にキャンプ場を開設するため、目下、炊事場、水汲場、便所等の建設をすすめております。設備が出来上り次第、キャンプ場開きをする予定ですが、この場所は、海水浴場、つり場としても適しているため開設後はかなり多くの利用者があるものと思われま

- |                      |                                |
|----------------------|--------------------------------|
| ◎出来淵にキャンプ場開設…………… 1  | ◎夏休み中の少年非行<br>海や山での事故防止…………… 6 |
| ◎印紙税法の改正…………… 2      | ◎プロパンガスの安全使用…………… 7            |
| ◎中小企業お盆金融取扱要領…………… 2 | ◎自衛官募集の案内…………… 7               |
| ◎印紙税額一覧表…………… 3      | ◎食中毒の予防…………… 8                 |
| ◎漁村青年に夢と力を…………… 4    | ◎戸籍の窓口…………… 8                  |
| ◎鹿部村行政相談委員決定…………… 5  | ◎行事予定…………… 8                   |
| ◎淡水魚観察槽完成…………… 5     |                                |

### 村人口と世帯

(42. 7. 1. 現在)

男 2, 328人

女 2, 369人

計 4, 697人

世帯数 932戸

印紙税法が全文改正され、昭和四十二年七月一日から実施されました。改正前の印紙税法は、明治三十二年制定されたもので、条文も簡単ではたして印紙税がかかるかどうか、明確でない点があるという批判もあり、また違反事件はすべて罰金を課することを建前としていることなどから、改善を要望する意見がありました。

## 印紙税はこのように 変りました

一方、十円の定額税率および三千円の免税点は、昭和二十九年以來すえおかれていて、その後の物価水準の上昇から考えても、いづれも低すぎ、この際、全文改正をして印紙税のかかる文書を法

律上明確にするとともに、最低税率を二十円に、おもな免税点を一万円に、それぞれ引き上げることとし、収入印紙のはり忘れ、消印もれなどについても、過怠税が課せられることになりました。

### どんな証書や帳簿に

### 印紙税がかかるか

収入印紙をはらなければならない証書や帳簿（印紙税法では、これらを一括して「課税文書」と呼んでいます）については、印紙税法の別表第一に、第一号から第二十五号までに分類され、不動産の譲渡に関する契約書、請負に関する契約書、物品、切手、株券、金銭または有価証券の受取書などが定められています。

具体的には、どんなものがあるかまた、どのような課税文書にいくらの収入印紙をはらなければならぬかについては、「印紙税額一覧表」をごらんください。

### 昭和42年度中小企業お盆金融取扱要領

- 1 融 資 総 額 55 億 円
- 2 取扱金融機関及び融資枠
 

北海道拓殖銀行	1,150,000 千 円
北海道銀行	900,000 千 円
北洋相互銀行	650,000 千 円
北海道相互銀行	500,000 千 円
道外本店銀行道内支店	160,000 千 円
商工組合中央金庫道内支店	160,000 千 円
信用金庫	1,150,000 千 円
信用組合	830,000 千 円
- 3 融 資 対 象  
道内中小企業者（中小企業等協同組合法に基づく組合を含む）とする。ただし、遊興娯楽などの業種は除く。
- 4 融 資 条 件
  - (1) 融資金額 1企業200万円以内  
(特に必要と認める場合には300万円以内) 組合500万円以内  
(転貸の場合には1,000万円以内)
  - (2) 資金使途 運転資金
  - (3) 融資期間 6カ月以内（ただし、商工中金の場合は1年以内）
  - (4) 融資利率 各金融機関の利率による。
  - (5) 担 保 原則として担保を必要とするが50万円以下の場合には無担保無保証人制度で取扱いできるものとする。
- 5 信 用 保 証
  - (1) すべて北海道信用保証協会の保証付とする。
  - (2) 無担保無保証人制度の取扱いについても追認保証ができるものとする。
  - (3) 保証料率は次のとおりとする。
 

無担保無保証人保証	日歩 2厘
30万円以下	日歩 2厘1毛
50万円以下	日歩 3厘1毛
50万円超	日歩 4厘
- 6 申込期間 昭和42年6月20日から8月10日まで
- 7 取 扱 表 示 この融資の取扱いに当つては(益)の表示を付すること。

中 小 企 業 に 対 し て

## 『お盆金融』特別融資

御希望の方は取扱い金融機関へ御相談下さい

# 印 紙 税 額 一 覧 表

文 書 の 種 類	収 入 印 紙 の 金 額	
〔不動産などの譲渡に関する契約書〕不動産売買契約書、不動産交換書、不動産売渡証書 〔地上権または土地の賃借権の設定または譲渡に関する契約書〕土地賃貸借契約書、土地賃貸借証書 〔消費貸借に関する契約書〕金銭借用書、金銭消費貸借契約証書、住宅資金等借受証 〔運送に関する契約書〕運送請負契約書、よう船契約書	契約金額が1万円未満	非課税
	〃 10万円以下	50円
	〃 10万円をこえ50万円以下	200円
	〃 50万円をこえ100万円以下	500円
	〃 100万円をこえ500万円以下	1千円
	〃 500万円をこえ1千万円以下	2千円
	〃 1千万円をこえ5千万円以下	5千円
	〃 5千万円をこえ1億円以下	1万円
〃 1億円をこえるもの	2万円	
契約金額の記載がないもの	50円	
〔請負に関する契約書〕請負工事契約書、工事注文請書、広告契約書、映画俳優専属契約書、請負金額変更契約書	契約金が1万円未満	非課税
	〃 100万円未満	20円
	〃 100万円以上200万円以下	200円
	〃 200万円をこえ300万円以下	500円
	〃 300万円をこえ500万円以下	1千円
	〃 500万円をこえ1千万円以下	2千円
	〃 1千万円をこえ5千万円以下	5千円
	〃 5千万円をこえ1億円以下	1万円
〃 1億円をこえるもの	2万円	
契約金額の記載がないもの	20円	
〔約束手形または為替手形〕手形金額の記載のない手形は、金額を補充したとき、その補充した人が、納税義務者となります。 振出人の署名のない白地手形（手形金額の記載のないものは除かれます。）で、引受人やその他の手形当事者の署名のあるものは、引受人やその他の手形当事者が、その手形をつくったものとして取り扱われます。	手形金額が10万円未満	非課税
	〃 20万円以下	20円
	〃 20万円をこえ30万円以下	30円
	〃 30万円をこえ50万円以下	50円
	〃 50万円をこえ100万円以下	100円
	〃 100万円をこえ200万円以下	200円
	〃 200万円をこえ300万円以下	300円
	〃 300万円をこえ500万円以下	500円
	〃 500万円をこえ1千万円以下	1千円
〃 1千万円をこえ5千万円以下	2千円	
〃 5千万円をこえるもの	3千円	
上記のうち、①一覧払いのもの②金融機関相互間のもの③外国通貨で金額を表示したもの④自由円表示のもの	手形金額が10万円未満	非課税
	〃 10万円以上	20円
〔物品切手〕百貨店などの商品券、贈答用物品などの預り券	券面金額（1冊または1つづりとなつてい るものは合算）が600円未満	非課税
	券面金額が1千円以下	30円
	〃 1千円をこえるものは 1千円またはその端数ごとに	30円
	券面金額の記載がないもの	20円
〔金銭または有価証券の受取書〕金銭受取書、レジスターの買上票、受取金引合通知書、入金記帳案内書、仮受取書	受取金額が1万円未満	非課税
	〃 1万円以上	20円
	営業に関しないもの	非課税
預金通帳、貯金通帳、信託通帳、掛金通帳、保険料通帳	1冊1年以内の付込みに対して	20円
請負通帳、有価証券の預り通帳、金銭の受取り通帳など	1冊1年以内の付込みに対して	40円
判 取 帳	1冊1年以内の付込みに対して	400円

★ 今月 は 国民健康保険税第2期分納入の月です ★

# 漁村青年に夢と力を

## 道立稚内漁業研修所

漁業者やその家族のかた、特に漁業のあと継ぎとなる人達に対し、漁業経営や漁村生活に関する科学的な知識や技能についての各種研修を行なって漁業後継者の育成と新しい漁村の建設に役立てるために設立されたものであります。

めぐまれた環境のなかで、漁村に働く青少年が団体生活による共同生活をとおして、研究討議をしたりいろいろな技術の習得や知識の交換を行ない、沿岸漁業振興の熱意と自信を深めるための学習の場であります。

稚内漁業研修所のある稚内市は、本道の北端に位置し、宗谷海峡をへだてた彼方に樺太を望み、日本海、オホーツク海の豊富な魚田をひかえた有数の漁業都市で、また日本海岸とオホーツク海岸とを結ぶ交通の要衝でもあります。

研修所は、稚内駅から約1km、徒歩で十分の場所に道立稚内水産試験場に隣接し漁業研修を行なうにふさわしい環境にあります。

※希望者は役場水産係迄おいで下さい。

### 一、長期研修(三十日以上のもの)

(1) 漁村青年長期研修

(丙種船長養成コース)

(2) 漁村青年長期研修

(丙種機関長養成コース)

註 研修期間中に丙種船長又は丙種機関長の臨時国家試験を行ないます。

### 二、短期研修(三十日未満のもの)

(1) 漁村青年短期研修

(中学新卒者を対象とする)

(2) 漁村青年短期研修

(無線従事者養成コース)

(3) 漁村少年短期研修

(中学三年生を対象とする)

註 認定の結果により特殊無線技士(無線電話甲)の資格が取得できます。

## 漁業少年(短期)青年(長期)研修

短 期	期 日	内 容	期 間	募 集 人 員
	昭和42年8月2日から 昭和42年8月7日まで	沿岸漁業の現状と将来 その他	6 日 間	30 人
昭和42年8月10日から 昭和42年8月15日まで	沿岸漁業の現状と将来 その他	6 日 間	30 人	
長 期	期 日	内 容	期 間	募 集 人 員
	昭和43年1月16日から 昭和43年3月1日まで	航海・漁業気象 衛生・水産一般	45 日 間	30 人
昭和43年3月5日から 昭和43年3月30日まで	同 上	26 日 間	30 人	

★ 稚内市漁業研修所長 鈴木 隆 氏 による講話 ★

# 鹿部村の行政相談委員が

## きまりました

〓 不審などは気軽に相談を 〓

昭和四十二年度の当村の行政相談委員が下記の通りきまりました

字宮浜

松本 政信 (漁協組)

この委員は法律に基づいて行政管理庁長官が委嘱するものですが地域住民の皆さんから国の行政や公社、公団などの業務についての苦情、要望などを積極的にとりあげて満足のいく解決が得られるように導くことをその仕事としております。

国の行政や、公社、公団の業務というのは非常に範囲が広くまた複雑ですが例をとりあげますと次のようなものがあります。

◇生活保護、児童福祉、身体障害者対策など。

◇遺族年金、国民年金、厚生年金引揚者給付金、社会保険、恩給

国民健康保険など。

◇失業保険、労災保険など。

◇農地問題、開拓営農、農業委員会業務のことなど。

◇災害復旧、河川改修、土地改良

道路の建設、拡巾補修、用地買収、移転の補償など。

◇学校教育に関すること。

◇役所に対して行なった許可、認可などの手続について、回答や決定が遅いことなど。

◇郵便、電報、電話、国鉄、専売公社、公庫、公団の業務など。

これらのことで困っておられたり不審に思っておられる方は行政相談委員に気軽に申し出下さい。

親身になってご相談に応じます。

なおお申し出内容は秘密扱いし料金は無料です。

## ★★★ 淡水魚観察槽出来る ★★★



一般公開をはじめた観察槽

最近、鹿部村を訪れる観光客の中で、道立うなぎ温水増殖実験所を見学する人が多くなったので、村では六十万円を費用をかけて同実験所前にいろいろの角度から観察出来る淡水魚観察槽を建設し観光客には目の保養、地元の児童、生徒には校外教材として広く活用してもらおうと云うことで、とりあえず金魚、テラピヤ、ふな、にじます、うぐい等を別々の水槽に入れ一般公開をはじめました。

「たばこは村内で買ひましよう」  
村内で買うと村へたばこ消費税として専売公社より税金が直接納入されます

◎旅行や出張をするとき

### 一、子供を水難事故から守りましょう。

毎日の新聞やテレビ等で道内に於ける子供さんの水死事故が相次いで報道されて居ります。このうち六才以下の幼児が最も多く、この原因はなんとといっても保護者の不注意によるものです。子どもを水の事故から守るため次のことに気をつけましょう。

## 止 防 少年非行中の夏休み 海や山での事故

部 本 警 道  
所 派 出 長 部 巡 査 鹿

- 小さい子どもには、必ずだれかつきそって目の届く範囲で遊ばせましょう。
- 危険な場所には近寄らせないようにしましょう。
- 小さい子どもが近寄るおそれのある危険な川や池などは、さくや囲いなどを設けましょう。
- 子どもたちだけで泳ぎに行かせないようにしましょう。
- 水の恐ろしさと、安全な水遊び

### の方法を教えましょう。

海水浴場など大ぜいの人が泳ぐところでは混雑にまぎれて、事故があっても、すぐ気がつかないことがあります。なるべくグループごとにとまって、お互いの行動に注意しながら泳ぎましょう。おぼれた人を見つけたときは、まわりの人に呼びかけて協力を求め、板、丸太、ロープを投げあててやり、それを利用して助けることが大切です。

### 二、少年の非行防止

子どもたちが楽しみにしていた夏休みもやがてやつてまいります。子どもたちにとっては、一年中で一番楽しい夏休みなのですが、「規則正しい学校生活」から解放されるので、ともすれば不規則な習慣や、不良化の多くなる時期でもあります。昨年函館方面で、夏休み中に補導した少年は、一、〇〇〇名近くありますが、その多くはデパートや納涼行事、海水浴場、キャンプ場などで補導されており、小学校、中学校の生徒が大半を占めております。夏休みは、子どもたちにとって楽しい時期であると同時に人づくりのためにも大切な時期です。子どもがこの時期に不良化しないためにつきぎのことに普段以上に注意と指導をするようにしましょう。夜あそびのくせをつけないようにしましょう。よい友達を選ぶようにしよう。服装、もちものに注意しよう。夏休み中のプランを立てさせ規則正しい生活をするようにしよう。

### ● 明るい家庭のふんいきをつくり、子どもと話し合う場を多く作るようにしましょう。

● 夏休み中、一家揃ってのリクレーションの機会を作るようにしましょう。

### 三、いねわり運転防止

夏は暑さのためとかく疲れやすく車を運転しているといねわり気をさそいます。また、子どもが交通事故にあら事態が多くなります。例年この期間は交通事故が一年中で最も多く起っております。

● 夏は夜もむし暑くとかく睡眠不足になりがちです。● じゆうぶん睡眠をとるように気をつけて下さい。● 疲れを感じたら、ちよつとの間でも休むことです。● 長距離を運転する場合は、前の晩に夜ふかしなどをすることは事故を招くものになりますからやめましょう。● 運転者を雇用する場合は、使用人には絶対無理な運転をさせないようにしてください。● 道路で遊ぶのは危険です。遊ぶところがないからといって、車のひんばんに通る道路でキャッチボール、まりつき、鬼ごっこなどをして遊びまわるのは危険ですからやめましょう。● 自転車の二人乗り、ジグザグ乗りは事故にあふものになりますからやめましょう。● 「正しく歩く」よい習慣を身につけましょう。● 道路を歩くときには、規則を守って正しく歩くことがたいせつです。いつでも、どんな場所でも規則を守って正しく歩く習慣をつけましょう。

### 四、性犯罪の防止

夏は女性の敵「痴漢」がふえる時期であります。痴漢がふえる原因は、女性が薄着になるのと、納涼行事などで夜の外出が多くなることとあげられます。痴漢に襲われる時間は夜の十時前後が一番多く、時間がおそくなるほど悪質なものが多くなっています。

● 幼児や学童が被害にあうことも多くなっています。● 夜のひとり歩きは、なるべくやめましょう。● 昼間でも人通りの少ない淋しいところを通ることはなるべく避けましょう。● 帰宅が遅くなるときは、家人に連絡して迎えに来てもらうか、なるべくハイヤーなどを利用して帰るようにしましょう。● 変な男にあとをつけられたり、しつこく誘われたりしたときは、附近の家か、交番に逃げこみ、助けを求めるようにしましょう。

● 映画館や電車、バスなどの人混みの中でよりそって来て手を握ったり体にさわったり変なそぶりをするものがあるときは、はずかしがらずに大きな声を出してまわりの人に知らせるようにしましょう。

● 幼児や学童には、知らない人から「いいものをあげる」「自転車で乗せてあげる」などと誘われても応じないようによく指導するようにしましょう。

### 夏休みは規則正しく

遊びは健全に、子どもの趣味

創造力を育てるよい機会です



# プロパンガスの安全使用

最近プロパンガスによる火災が各地で相次いで発生しておりますが、バーナーに点火する前には、次の事項に注意しましょう。

(1) 点火前の注意事項

- ア、ガス漏れがないかを確かめて、床面に臭いがあるときは、火をつけないこと。
- イ、燃焼設備（炉、かまど等）の付近には可燃物を置かないこと。

- ウ、容器弁、元弁、コック等は静かに開くこと、なお容器弁は全開まで廻したときは、必ず一回戻しておくこと。
- エ、ガス容器から燃焼設備等までの配管に老化・キズ・ヒビ割れ等が生じたときは、すぐに新品と取り替えること。
- オ、ガスが完全に燃焼するように、随時、空気口・ふろがま・排気筒などを掃除しておくこと。

(2) 点火時及び使用中の注意

- ア、点火する場合は、ガスの栓を最初から開かず、マツチ等を焰口に近づけた後に開くこと。自動点火式のもので、一度の操作で点火できないものは、繰り返して点火しないこと。

- イ、ガスコンロの上のせられた器などによって、焰が周囲の壁等を加熱し火災となることがないようにする。
- ウ、火力の調節は器具コックの開き方によって行ない、火力を弱くするときは焰の状態に注意しましょう。

- エ、風の吹き込み、又はガス管をつぶし焰が消えたりした場合は、必ず換気して漏れたガスがなくなつたことを確かめたうえで点火すること。
- オ、使用中にガスがなくなると、火が消えた場合は必ず燃焼設備等のコックを締め忘れないこと。

- カ、容器を二本以上交互に切替えて使用する場合は、切替装置の操作を誤らないこと。
- キ、ガス台を置く室は、常に空気の流通が十分に行なわれ、漏れたガスが滞留しないように注意すること。

(3)

- ア、ガスを使用したとき、コック、バルブは確実に締めること。

- イ、外出、夜間のガス使用を終了したとき、容器の弁を確実に締めておくこと。（この場合回転方向を間違えないこと）

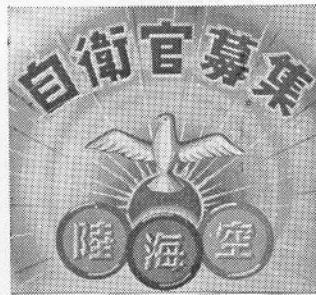
(4)

- ウ、ガスがなくなつた容器でも弁は必ず締めておくこと。
- ア、漏れたガスのあるところへ、一切の火気を近づけないこと。
- イ、容器・配管などについている弁は、ただちに締めること

- ウ、ガスが早く散るように通風換気を行ない、ガスの残りの有無は床面のうち最も低いところで確かめること。
- エ、ガス漏れの個所発見には石けん水を筆で塗布しながら行なうとよい。

昭和42年度

## 自 衛 官



## 募集の案内

募 集	受付月	資格の概要	摘 要
2 等 陸 海 空 士	常 時	満18才～25才未満	任期2年又は3年。修得技術や教養がかわれて、就職率100%又継続勤務でき、曹、幹部へ昇進できる
幹 部 候補生	一 般	5 ～ 6	26才未満大学卒（見込）
	衛 生	5 ～ 7	30才未満大学卒（見込）
防 衛 大 学 生	9 ～ 11	21才未満高校卒（見込）	初任1曹、一般（一般・技術・操縦）衛生（医科・歯科・薬剤）に分かれ約1年間、教育又は研修後3尉（医・歯科は2尉）
航 空 学 生	9 ～ 10	20才未満高校卒（見込）	4年間教育後、幹部候補生課程1年で3尉
看 護 学 生	9 ～ 11	22才未満高校卒（見込）	初任2士、航空機操縦課定6年間教育後3尉
自 衛 隊 生 徒	9 ～ 11	17才未満中学卒（見込）	初任2士、婦人自衛官養成所で3年間教育後2尉
そ の 他			初任3士、少年工科学校で4年間教育後3曹
医科・歯科幹部…常時。海自技術幹部曹…6月頃。看護陸曹（養成所等卒業の女子）…5～6月、9～11月。衛生・技術貸費学生（大学在学者）…1～4月、9～10月（衛生）募集			

# 食中毒の予防

食中毒の多くなる

季節ですたべ物に

注意して下さい

食中毒は、年間を通じて発生していますが、とくに七月から八月、九月を頂点に多く発生しています。

食中毒の病因物質としては、多発期の間などが細菌性のものがあり、中でも発生が多いのは腸炎ビブリオです。これは海水や魚介類によって媒介されます。

このほか、ぶどう球菌、サルモネラ、ボツリヌス菌などによるものがあります。

このように食中毒は、その大半が細菌によって発生していますので、食品の中に細菌が入らないように、増やさないようにくふうすることが予防のきめ手といえます。

このためには次の食品を取り扱う際の三原則を守ることが大切です。

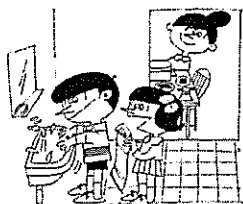
第一は「清潔」です。これは食品を取り扱う場所や器具、原料を清潔に衛生的にするばかりでなく、それを取り扱う人の手、指、服

装などすべてを清潔にするということです。

第二は「迅速」です。これは食品を新鮮なうちに早く調理し、できあがったものは早く食べてしまうということです。

第三は「低温」です。これは食品を保存する場合、低温（摂氏五度以下が望ましい）に保って細菌を増殖させないようにすることが

## 食中毒の追放は手洗いから



外から帰ったら必ず手を洗きましょう

必要であるということです。

また、食中毒のもっとも多く発生する「いか」、「たこ」、「かに」

や「さしみ」、などの生食用の魚介類の取り扱いにはとくに注意しなければなりませんので、次のことに十分気をつけましょう。

一、魚介類は鮮度の良いものを選びましょう。

二、買入れ後は短時間で食べるようにしましょう。

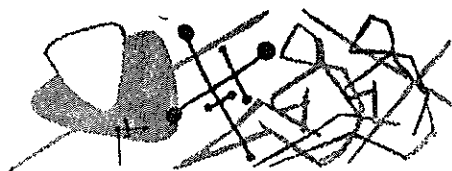
三、家庭で調理するときには手指は

良く洗い、まな板、包丁、ふきんなどは良く洗い、殺菌してから使うようにしましょう。とくに手指に傷のある人は調理しないようにしましょう。四、とくに「いか」は流水で良く洗い、「たこ」、「かに」は一度煮なおしてから食べる。また、「さしみ」には寄生虫がついていることがありますので注意しましょう。私たちが楽しい毎日を送るために、これらのことを十分に守っていただきたいものです。

## 戸籍の窓口

昭和四十二年六月二日届出(通知)現在昭和四十二年六月五日届出(通知)現在おめでとございませす

氏名 父又は母  
米本 繁 広 繁 美  
松本 治 代 時 雄  
藤林 佐 子 功 雄



長谷川 守  
柳 美樹子  
伊藤 恵利子  
佐藤 弘美  
松本 由利子  
種崎 洋子

時 進 時 隆  
時 進 時 隆  
時 進 時 隆

## 行事予定

- 七月九日 鹿部神社
- 鹿部稲荷神社例大祭
- 十日 鹿中
- 鹿中修学旅行団出発
- 教育委員会
- 十日 例月出納検査
- 村役場会議室
- 十二日 出来瀬集会場竣工式及び出来瀬キャンプ場開き
- 札幌自治講習所
- 第十五回市町村「上級」職員一般研修
- 十三日 鹿中
- 鹿中修学旅行団帰村
- 中旬 サイロつめ
- 中旬 納税組合長会議

